

## 共和町放課後児童クラブ運営業務プロポーザル実施要領

### I 基本事項

#### 1 趣旨等

この要領は、放課後児童クラブ運営業務について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

#### 2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

#### 3 業務の概要

##### (1) 契約の名称

共和町放課後児童クラブ運営業務委託

##### (2) 業務の内容

別紙1「共和町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」のとおり

##### (3) 委託期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（長期継続契約）

※ 受託者は令和5年3月31日までの間を準備期間とし、支援員等の確保、統括体制の確立などを行うものとする。ただし、準備期間中に発生した費用は全て受託者の負担とする。

##### (4) 業務委託料上限額

16,700,000円（1年間）

本業務の履行に係る全ての経費を含むものとし、提案は上記の金額を超えてはならない。また、令和6年度以降についても同額を予定するが、利用児童数の変動等があった場合は、受託者と協議の上、金額の見直しを行うものとする。

※ 本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税であるものとして取り扱う。

##### (5) 留意事項

本業務は、令和5年4月委託開始の業務であり、3月の本町議会定例議会において、本業務に係る令和5年度予算の成立後、業務委託が行われることが決定する。

このため、本業務に係る予算が成立しなかった場合は契約を締結しない。また、本業務委託に係る予算額に減額が生じた場合には、仕様書に示された事業規模が縮小される場合がある。その際、プロポーザル参加者の損害発生に対して、本町は一切責任を負わないものとする。

令和6年度以降については、本町議会において当該予算が承認され、かつ双方合意のある場合に限り、契約を締結するものとする。

#### 4 発注者及び事業担当課

(1) 発注者

共和町

(2) 事業担当課

住民生活課子育て支援係

〒048-2292 北海道岩内郡共和町南幌似 38 番地 2

電話番号 0135-67-8784 FAX 番号 0135-73-2288

電子メール kosodate@town.hokkaido-kyowa.lg.jp

#### 5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道内に本社又は支社、営業所を有していること。
- (3) 過去5年（H29.4～）以内に北海道内において放課後児童健全育成事業の業務実績を有すること。
- (4) 参加表明書の提出時点において、共和町競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (5) 公告の日から契約締結までの間に、国、北海道及び共和町から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続きの申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがされていない者であること。
- (7) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でない者であること。

#### 6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	令和4年12月1日（木）【ホームページに掲載】
参加表明書の提出期限	令和4年12月9日（金）午後5時まで
質問書の提出期間	
施設説明会	令和4年12月12日（月）【参加者が希望する場合】

質問書への回答期限	令和4年12月13日(火)【ホームページに掲載】
企画提案書等の提出期間	令和4年12月16日(金)午後5時まで
プレゼン・ヒアリング	令和4年12月23日(金)予定
選考結果通知	令和4年12月28日(水)予定
特定者と仕様書協議	令和5年3月27日(月)まで予定
契約	令和5年3月27日(月)予定

## 7 実施要領等の取得

- (1) 取得方法 実施要領等は共和町ホームページからダウンロードにより取得するものとする。
- (2) 取得期間 令和4年12月1日(木)から12月9日(金)まで
- (3) URL <https://town.kyowa.hokkaido.jp/>

## 8 施設説明会

参加資格者が希望する場合、施設説明会を実施する。

- (1) 説明会日時  
令和4年12月12日(月)午後3時から
- (2) 集合場所  
共和町役場1階ロビー  
※視察施設は、町内3放課後児童クラブ  
※参加者は2名以内とし、移動手段は参加者で準備すること。  
※令和4年12月9日(金)午後5時まで連絡すること。

## II 審査・選定等

### 1 選定の方法

企画提案書等の提出のあった者によるプレゼンテーション、ヒアリング等を行い、これに対し審査(総合評価)を行い、受託候補者1者を選定する。なお、参加事業者が1者の場合でも、審査は成立するものとする。

### 2 質問及び回答

質問は質問書(様式1)により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

- (1) 質問書の提出期間  
令和4年12月1日(木)から12月9日(金)午後5時まで
- (2) 質問書の提出場所  
事業担当課：住民生活課子育て支援係

(3) 質問書の提出方法

質問書を作成し、電子メール又はFAXで提出すること。

(4) 質問書の回答

質問に対する回答は、令和4年12月13日（火）までに電子メールでの送信及び共和町ホームページに掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

3 参加表明書の提出

(1) 提出書類

参加表明書（様式2）及び参加資格誓約書（様式3）

(2) 提出期限

令和4年12月9日（金）午後5時必着

(3) 提出場所

事業担当課：住民生活課子育て支援係

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

別紙2「企画提案書等の作成に係る留意事項」に基づき、企画提案書等を提出すること。提出部数は次のとおりとする。

ア 企画提案書（様式4） 4部

イ 業務実績書（様式5） 4部

ウ 見積書（任意様式） 1部

(2) 提出期間

令和4年12月12日（月）から12月16日（金）午後5時まで

(3) 提出場所

事業担当課：住民生活課子育て支援係

(4) 提出方法

持参又は簡易書留郵便により提出すること。なお、郵便による提出の場合は、提出期限内に必着すること。

5 企画提案書等の審査

(1) 企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング等による審査

ア プレゼンテーションの時間は30分以内（準備5分、説明15分、質疑応答10分）

の予定で実施する。

イ 提出書類以外の追加資料の提出は認めない。

ウ プレゼンテーションの順番は、参加申込書の受付順とする。

(2) 評価基準

別紙3「企画提案審査要領」により評価する。(総合評価)

(3) 結果の通知

審査の結果は、提案者全員に文書で通知する。審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

### III その他

#### 1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続き以外の手法により、事業担当課等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他事業担当課等が本要領に違反すると認めるとき。

#### 2 業務の契約

審査の結果、決定された契約予定者とさらに業務実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、随意契約の方法により契約を締結する。

#### 3 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 本プロポーザルの手続きに使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。

#### 4 添付資料

- (1) 共和町放課後児童クラブ運営業務委託仕様書(別紙1)
- (2) 企画提案書等の作成に係る留意事項(別紙2)
- (3) 企画提案審査要領(別紙3)
- (4) 質問書(様式1)

- (5) 参加表明書 (様式 2)
- (6) 参加資格誓約書 (様式 3)
- (7) 企画提案提出書 (様式 4)
- (8) 業務実績 (様式 5)